

死刑の執行の「自動化発言」について

On 'his' remarks about 'automatic' execution

大木 隆裕

桐蔭横浜大学大学院法学研究科法律学専攻研究生

2009年9月15日 受理

- 1 はじめに
- 2 日本の現行制度
- 3 法相の署名捺印
- 4 死刑をめぐる流れ
- 5 おわりに

1 はじめに

2009年7月下旬、麻生内閣の森英介法相¹は、東京拘置所と大阪拘置所に拘置されていた3人の死刑囚²に対しての死刑を執行した³。

死刑の執行実務に関して日本の制度では、以前は、死刑執行の事実すらも公表されることはなかったが、小淵内閣の中村正三郎法相の在任時、1998年11月19日に、死刑執行の事実と人数が公表されることになった⁴。新聞やマスメディアで報道されていた、死刑の執行をされた死刑囚の氏名や罪状や執行場所に関しての情報は、各新聞社やテレビ局が死刑囚の家族や支援者に独自に取材をして、報道をしていたものであった。その後、鳩山邦夫法相が法相に就任後、2007年12月の死刑の執行において、それまでの死刑執行の事実と人数の公表から、死刑囚の氏名や罪状及び死刑を執行した拘置所が、法相の公式記者

会見で公表されるようになった⁵。

以前から、日本の死刑制度は、アムネスティインターナショナルなどの国際人権団体から、情報の公開が不足しているとの指摘がなされていた。死刑の執行についての情報のあまりの少なさから、諸外国から日本の死刑制度に対して、密行主義が制度として確立していると揶揄されていた。そういった観点から考えると、鳩山法相の就任は、法務省から公式会見で公表される死刑の執行情報に対して、情報の公開を進めるという点で評価できるものであった⁶。

死刑の執行に関する情報の一部の公開は、死刑の執行実務が変更される前に、鳩山法相（当時）がまず法務省内で死刑制度に関しての勉強会の設置を示唆したことがきっかけであった。2007年9月に安部晋三首相が辞任して、後任に福田康夫首相が就任した⁷ときに、安部内閣の法相で福田内閣でも法相に留任した鳩山法相が、硬直化した制度が少しだけ動き出すきっかけであった。その会見の中で、法務省内での勉強会の設置と合わせて、死刑を執行するという判断に法相を絡ませない方法がないものかという持論を提示した。また執行順に関しては、判決の確定順や乱

数表を用いるなどのベルトコンベヤー式になるような方法は不可能かという持論を展開した。内閣の重要閣僚である法相には、政治家として高い見識が要求され、法相最大の責務に死刑の執行の決断がある。そのような法相の職責をまるごと放棄するかのような発言に対して、新聞やテレビなどのマスメディアが一斉に非難したものであった⁸。

本稿はこの死刑執行の「自動化発言」に対して、発言の内容が日本の死刑制度に対して制度の根幹に関わる可能性があり、果たして制度論として、法相が署名捺印をしない死刑の執行が可能なのか、及び法相に対して求められるものは何かを検討するものである。

2 日本の現行制度

死刑の執行に関して、日本の現行制度では、刑事訴訟法 475 条 1 項によって、法相の署名捺印に基づいて死刑執行命令書を発効して死刑を執行するのが原則である⁹。例外として認められている方法は存在しない。自由刑や財産刑のように、検察庁の執行指揮のみで刑罰を執行することは、死刑に関しては不可能である¹⁰。刑法や刑事訴訟法に規定されていない方法は認められていないと解釈されている。根拠としては、憲法 31 条で適性手続の保障が規定されているため、死刑の執行方法に関しても、憲法の適正手続の保障が確保されているからである¹¹。

また刑事訴訟法 475 条 2 項は、判決確定後 6 ヶ月以内の死刑の執行を規定している¹²。ただし実務上は 6 ヶ月以内に執行されることはなく、平均すると判決確定後 7 年ぐらいで執行されているようである¹³。理由としては、再審の請求、非常抗告、恩赦の嘆願などによって、死刑判決確定後 6 ヶ月の期間に算入されないものがあるからである¹⁴。ただしすべての死刑囚が再審を請求しているのではなく、支援者がついている死刑囚が中心であるが、例えば帝銀事件の平沢貞通死刑囚のように、死刑囚として拘置所に拘置された状態

で再審請求中に獄死した死刑囚もあれば、大阪池田小事件の宅間守死刑囚のように、再審請求を一切しない死刑囚もいるのが現状である。そうすると宅間死刑囚は 6 ヶ月以内に死刑が執行されなくてはいけなくなるが、実際には判決の確定から執行までの期間は 1 年弱であった。この点に関して、実務上は死刑囚が再審の請求をしていなくても、冤罪の可能性がまったくないというわけではないので、慎重を期す観点からも、このような実務上の措置が取られていて、厳密な意味での判決確定後 6 ヶ月以内の死刑の執行は遵守されていないのが現状である¹⁵。この実務上の取り扱いについて、団藤重光博士は、刑事訴訟法 475 条 2 項は訓示規定であり、死刑判決確定後 6 ヶ月以内に執行の規定は、この期間内への算入をしない停止事由があるために、厳密な実務は求められていない、と解釈している¹⁶。

また、鳩山法相（当時）が記者会見で行った発言の主旨は 4 つある。1 つめは、法相が死刑執行命令書に署名捺印するという現在の形式とは違う意味で、法相に全責任がかからない執行方法や実務のあり方はないであろうかということである。2 つめは、乱数表を使用するのか、若しくは判決確定順にするのかは別として、執行する死刑囚を選んでいるのではないかという批判に対してその疑念を払拭するために、ベルトコンベヤー式の一連の流れ作業にできないかということである。それによって、国民に対して誰が見てもわかりやすい明確な執行順が確立できるのではないか。しかしながら、この発言の中で、乱数表やベルトコンベヤー式という表現は発言としては不適切であったということ撤回している。しかし発言の主旨である執行する死刑囚についての決定方法の明確化およびその公開では、制度の維持から考えても必要なこととなるはずであろう。3 つめは、歴代の法相間で、命令した死刑執行命令書の数に差がありすぎるのではないかということである。法相の在任期間が一律ではないため比較するのは容易ではないが、それとは別に、法相が公職

に就いている大臣としてではなく、私人としての個人的な思想信条によって死刑執行命令書に署名捺印をするか否かを決定することに疑問を呈しているものである。最後に、発言において鳩山法相は個人的な正義感を主張しているが、個々の法相の個人的な思想信条で死刑執行命令書に署名捺印を拒否することに非難を加えている以上、この発言は、鳩山法相の発言の逆の場合にも当てはまり、法相の個人的な正義感を基準に死刑執行命令書に署名捺印をするのでは合理的な理由に欠けるといわざるを得ないであろう。あくまでも死刑執行命令書への署名捺印の判断基準は、死刑囚の公判記録の精査などに求められていると考えられているはずである¹⁷。

3 法相の署名捺印

死刑執行命令書を発効するにあたり、法相の署名捺印が必要かどうかは、刑事訴訟法では署名捺印が必要との規定があっても議論が分かれるところである¹⁸。ここでは便宜上、法相の署名捺印を必要とする主張を署名捺印必要論、不要とする主張を署名捺印不要論と分けて検討することとする¹⁹。

3. 1 署名捺印不要論

署名捺印不要論という考え方に対して、改めて定義をしてみると、死刑の執行に関して、法相の署名捺印に基づく死刑執行命令書の発効を必要とせず、実務上刑罰の執行を担当する検察庁が持っている刑罰の執行指揮権の発動のみで死刑の執行をすることである。署名捺印を必要としない執行方法は、あくまでも考え方であって現行法制上は違法行為となるが、今後の死刑の執行のあり方として検討することは必要であろう。鳩山法相（当時）の発言を基にした署名捺印不要論の主な論点は4つである。1つめとして、鳩山法相（当時）が会見の中で主張した刑罰論は、法相としての見解や認識というよりも、やや個人的な見解に偏っていた印象を受ける。法相の退任や

再就任会見で、法相として挑んだ会見にも関わらず、法相としての見解ではなく、一個人として、または一人の政治家としての私見を述べる必要はなかったのではなかろうか。司法権を担当する裁判所が下した判決を執行するのは、行政権を担当する検察庁である。しかし、死刑に関しては、検察官の執行指揮権の発動だけでなく、原状回復が困難な刑罰の性質から、あえて検察官だけではなく、法務省内の再度の内部精査を行ってから、最終的に法相が死刑執行命令書への署名捺印を経て、実際に執行実務に携わるのは、拘留所の刑務官で、このように執行する実務の形式において、法務行政の最高責任者である法相に責任のかからない刑罰のあり方自体は存在しないはずであろう²⁰。過去に遡ってみると、3年4ヶ月間の事実上の死刑の執行停止期間を経て²¹、死刑の執行を再開した後藤田正晴法相（当時）²²は、国会の答弁で、三権分立の司法権を担当する裁判所が下した死刑の判決に対して、行政権を担当する検察庁や法務省がその判決を執行しないというのであれば法の秩序が保てないため、そういう意味でも法相の責務で執行したという主旨の発言をしている。法相の責任を強調していたことと合わせると、鳩山法相の発言はあまりにも法相の責務を軽く考えすぎているのではないだろうか²³。

2つめとして、死刑の執行に関して、現行制度を考えたときに、三権分立の原則から考えると、法相が最終判断を下すことは、司法権に対する行政権の介入ではないかという批判がある。刑法は時効に関して、公訴の時効と刑の時効を規定している。刑の時効が規定されていることから考えると、裁判所が下した判決は、司法権から行政権に与えられた有罪と認められるから刑罰を科してもよいという権利と考えられるだろう²⁴。もしも仮に、法務省や検察庁から裁判所に対して、独自の調査や見解に基づいて判決の訂正を求めれば、司法権に対しての行政権の介入となるが、法務省内で死刑の執行に際して死刑囚の

犯した罪に対して再度の調査をすることは、司法権への介入とまでは言わないであろう。また死刑の時効に関しては、帝銀事件の平沢貞通死刑囚が起こした人身保護請求裁判において、死刑判決が確定した後、拘置所に拘置されている状態で30年が経過しても時効にはならず、時効が完成するためには拘置されていない状態で30年が経過することが必要である²⁵。

3つめとして、死刑の運用状況は、執行に関しての順序や方法が不明確であるとの批判が長年なされてきた。従前より、日本においては死刑の執行の事実についても隠されてきたが、段階的にはあるが、まず1998年より、中村法相（当時）の判断で、「執行の事実と人数」が公表されるようになった。また2007年より、鳩山法相（当時）の判断で「執行された死刑囚の氏名と罪状と執行拘置所」が、法相の会見という形で公表されるようになった。そもそも以前より、裁判で判決が確定した後に、執行に際して改めて法相の署名捺印をするという手続きが執行順序を不明確にする原因と考えられ、または、執行する死刑囚を選んでいるのではないかと、恣意的な運用が行われているのではないかとという批判が出されていただけに、法相の署名捺印を不要にすることにより、執行順が必然的に判決確定順になる。その意味でも制度上の情報透明度が向上することが期待される主張である。言い換えるならば死刑制度としては情報公開の部分で進展していると主張されている²⁶。

最後に、近年、日本の拘置所や刑務所で過剰収容が問題となっているが、刑務作業をせずに死刑を執行されるために拘置されている死刑囚に批判が集中することも必然のことであろう²⁷。前述の平沢貞通死刑囚のように、30年以上も拘置されていた死刑囚がいたために、死刑判決の確定後に長期間拘置されている印象であるが、ここ数年は年間執行者数の増加により²⁸、判決確定から執行までの期間は短縮傾向にある。そもそも死刑囚を少なくするためには、少なくとも判決確定者数

を執行者数よりも減少させなくてはならないが、現在は判決確定者数よりも執行者数が少ないために、未執行の死刑囚が増加することは明らかである。そこで、近年の死刑の執行数増加に合わせて法相の署名捺印の手続きをなくすことで、執行の速度を加速させようという意図が推察できるものである²⁹。

3. 2 署名捺印必要論

署名捺印必要論について、改めて定義を試みると、死刑の執行に関して、現行刑事訴訟法が規定しているように、法相の署名捺印に基づく死刑執行命令書の発効によって死刑を執行することである³⁰。

従来から主張されている署名捺印必要論の主な論点は3つあり、1つめとして、法相が死刑の執行の命令を発することに正当性があるかについては、刑事訴訟法によって刑罰の執行指揮は検察が担当し、刑罰の執行実務は法務省が担当している。このような指揮命令系統が確立した今日の執行実務において、実務の現状から考えると、死刑の執行に対して法務行政の最高責任者である法相が担うのが妥当であり、むしろ法相に責任のかからない死刑の執行のあり方というほうが、現実的には不可能であろう³¹。

2つめとして、誤判や冤罪の防止を目的とした法務省内での再調査は、刑事局で当該事件を精査し、矯正局で拘置所での状況と安心立命の心情に達しているかを確認し、保護局で政府の恩赦の可能性と該当性を精査することになる。数名の担当者ではなく、法相や副大臣、大臣政務官、事務次官および関係各局の局長が決裁するために、1つの死刑執行命令書に対して、何人もの担当者が精査することで、誤判や冤罪の防止を図っているものである³²。

最後に、立法上も死刑は刑罰としての性質上、一度執行してしまうとあとの回復は困難である。執行に関して慎重さを重ねる観点からも、憲法の要請である適正手続を保障している³³。また、行政上も刑罰行政に対

して、憲法の基本原則である国民主権を確保することが必要である。一見すると、法相が死刑執行命令書に署名捺印することと刑罰行政に国民主権を確保することには、関連性は見出せないであろう。しかし衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙という国政選挙を経て選出された国会議員³⁴が、国会において首相に指名されて³⁵、首相が法相を任命するため³⁶、死刑と言う現行刑罰上でもっとも峻厳な刑罰に対して、行政上の手続の面でも、十分な民意を直接反映できるであろう。すべての刑罰で行うことでは困難でも、最高刑の死刑においては、国民主権を確保することは必要である。

4 死刑をめぐる流れ

過去を繚いてみると、法相が死刑執行命令書に署名捺印をするかが議論の中心であった。いつのころからか、新内閣の発足や内閣改造により新たに法相が就任すると、その就任会見で必ずといって良いほど、死刑執行命令書に署名捺印をするかしないかをマスメディアが質問することが続いている。しかしこの会見で行われるやり取り自体が奇妙なものではないだろうか。法相の責務の重要な位置を占めるものに、死刑執行命令書への署名捺印がある。どのような場合にも署名捺印をしなければならないというわけではない。当然、死刑執行命令を精査した結果として、執行しないほうがよいと判断をしたというのであれば、署名捺印を拒否したとしても何ら問題はないはずである。問題にしているのは、最初からつまり法相就任会見時から、法相の見解としてではなく個人的な思想信条に基づいて、また個人的な思想信条を理由として、絶対に署名捺印はしないという主旨の発言である³⁷。近年では、法相就任時の会見で明らかに署名捺印を拒否していたのは杉浦正健法相（当時）だけである。また杉浦法相も、マスメディアからの反発を受けて、後から発言を撤回しているために、法相に課せられた

死刑執行命令書への署名捺印をするという責務の重大さをうかがい知ることができる。ただし、法相としての責務だからというだけで、事件の概要や判決の内容を精査せずに機械的に決裁したのでは、法相が署名捺印をする本来の意義が薄れて本末転倒となるであろう。また、死刑執行命令書に対して精査することの必要性として、現在までに4人の死刑囚に対して、再審無罪になった事例があったという事実が、死刑の執行に関して慎重になる重要な根拠の1つである³⁸。やはり法相の責務として考えるならば、現行制度として存在しているから死刑を執行するのではなく、死刑のあり方やもっと具体的には日本の死刑制度のあり方について疑問を投げかけるのも法相の責務ではないだろうか³⁹。

次に、死刑を取り巻く世界の流れは、確実に死刑廃止に向かっているといえるであろう。1863年に南米のベネズエラで世界で初の死刑廃止が実施された。現在では、ヨーロッパと南米を中心にして、世界の多くの国々で死刑が廃止されている。アメリカ合衆国に関しては、州ごとに死刑のあるなしが混在しているが、ヨーロッパでは、欧州連合に加盟するための条件の1つに死刑の廃止が規定されている。アジア地域は死刑を存置している国が多いが、具体的には、全面的な死刑廃止以外でも、通常犯罪のみの死刑廃止や10年間死刑の執行がない事実上の死刑廃止など、一部の死刑廃止も含めて世界の主流といえるだろう⁴⁰。さらには、国連においても、人権保護の観点から、1948年に世界人権宣言⁴¹が採択され、1950年の欧州人権条約などの地域ごとの人権条約が採択されて、1966年に人権規約として、国際人権A規約⁴²と国際人権B規約⁴³と市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の3つが採択された。日本は1979年に国際人権A規約と国際人権B規約は推進したが、選択議定書に関しては署名に至っていない⁴⁴。そしてこれらの国際人権規約を基にして、国連は1989年に死刑廃止条約が採択され、1991年

に発効した⁴⁵。詳述は省略するが、国連人権委員会から何回か日本の人権状況に対して勧告を受けているという事実もある⁴⁶。

5 おわりに

鳩山法相(当時)は、死刑の執行に関して、法相が命令を発令しない形式での方法を検討していた。一見すると、法相に署名捺印を求める手続きが、刑罰行政を不効率にしているような印象が根強かったため、死刑の執行手続を簡略化するための対策を検討する必要があったという理由である。法相が死刑執行命令書に署名捺印をせずに、判決確定後に確定順に執行していくほうが執行実務は効率化を図れるだろう。しかし、刑罰の執行は効率化を優先するだけで良いのだろうか。鳩山法相(当時)の死刑の執行に関しての自動化発言から推察されることは、死刑という刑罰の執行の効率化しか得られない。本来、法相が内閣の中でも重要閣僚に位置付けられて、政治家としても高い見識が求められることの1つに、国民に代わって国家刑罰権を行使することである。死刑という世界的にも注目度が高い刑罰を、今後の日本がどうしていくのが問われているのである。鳩山法相は死刑の廃止は考慮せず、死刑の存置を前提として、法相に責任のかからない死刑の執行方法を検討していたが、法相に求められているのは、責任を持って、死刑の存置や死刑の廃止を含めた時代にあった死刑のあり方を模索することではないだろうか。

註

- 1 正式には法務大臣のことであるが、本稿では法相という略称に統一することとする。
- 2 正式には死刑確定囚のことである。最高裁判所が出した判決に対して判決訂正申立期間を経過した後、若しくは高等裁判所や地方裁判所が出した判決に対して上訴期間が経過した後、死刑判決が確定して拘留所に拘留されている状態にある者である。
- 3 読賣新聞 2009年7月28日1頁3版と12頁

- 3 版参照。
- 4 菊田幸一『Q & A 死刑問題の基礎知識』(2004年、明石書店)76頁参照。
- 5 読賣新聞 2007年12月7日1頁4版、読賣新聞 2007年12月8日4頁14版と3頁14版参照。
- 6 菊田・前掲註4・76頁、ホセ・ヨンバルト「死刑存廃論の論争点について—死刑廃止論と存置論の立場から—」現代刑事法3巻5号(2001年)6~10頁参照。
- 7 正式には内閣総理大臣のことである。憲法68条1項は「内閣総理大臣は、國務大臣を任免する。ただし、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。」と規定し、憲法6条1項は「天皇は国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任免する」と規定し、憲法7条5項は「國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び公使の信任状を認証すること。」と規定する。
- 8 朝日新聞 2007年9月30日37頁13版、朝日新聞 2007年10月7日3頁13版、毎日新聞 2007年9月27日5頁13版、読賣新聞 2007年9月26日39頁14版、読賣新聞 2007年9月29日4頁14版。
- 9 刑事訴訟法475条1項は「死刑の執行は、法務大臣の命令による。」と規定している。
- 10 刑事訴訟法472条1項本文は「裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。」と規定している。
- 11 小野坂弘「死刑と憲法秩序」刑法雑誌35巻1号(1995年)71~79頁参照。ただし、憲法31条は刑罰そのものに対して規定しているのではなく、刑罰のやり方に対して規定しているものである。憲法31条を根拠に、刑罰の正当性を主張するのは難しく、刑罰の執行方法に対して適正手続が保障されていない場合には、その刑罰のあり方を主張できるというものであり、憲法31条の解釈をもって刑罰を根拠付けるのは困難であろう。
- 12 刑事訴訟法475条2項本文は「前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。」と規定している。
- 13 1993年3月26日に後藤田法相(当時)が死刑の執行を再開してから、年間の執行者数は2人から3人ぐらいで推移してきたが、長勢法相就任後、1970年代以来の2桁の10人の執行を行った。近年は増加傾向にある。
- 14 団藤重光『死刑廃止論(第六版)』(2000年、

- 有斐閣) 48～50 頁参照。
- 15 朝日新聞夕刊 2007 年 9 月 14 日 1 頁 4 版と 3 頁 4 版参照。
- 16 団藤・前掲註 14・424～425 頁参照。
- 17 前掲註 8 参照。
- 18 刑事訴訟法 475 条参照。
- 19 署名捺印不要論は現行制度上は違法行為であるが、議論を深めておくことは将来的な執行方法に関しての刑事訴訟法の改正のためには必要である。
- 20 前掲註 4 参照。
- 21 団藤・前掲註 14・50 頁参照。後藤田法相(当時)が再開する前に、死刑の執行をしなかった法相は、長谷川信法相、梶山静六法相、左藤恵法相、田原隆法相の 4 人で、いずれも当時である。この時期、国連では死刑廃止条約が採択された時期で、国際的には死刑廃止の気運が高まっていた。
- 22 団藤・前掲註 14・端書 14～16 頁参照。
- 23 団藤・前掲註 14・端書 18～19 頁、48～49 頁参照。
- 24 刑法 31 条は「刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。」と規定し、刑法 32 条は本文で「時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。」と規定し、1 号は「死刑については 30 年」と規定している。そのため判決が下されても刑罰が執行されないまま規定された時効完成期間を経過すれば刑の時効が成立することとなり、刑罰を科されることがなくなる規定である。
- 25 「帝銀事件」人身保護請求の最高裁決定(昭和 60 年 7 月 19 日判例時報 1158 号 28 頁)参照。それとは別に、刑事訴訟法 484 条の規定で拘置されていない状態の死刑囚には死刑の執行の際に収監状を発効する規定があるということは、刑法 11 条 2 項で拘置所に拘置する規定があるものの、刑事訴訟法が未拘置の死刑囚も想定していると考えられるだろう。
- 26 前掲註 4 参照。
- 27 刑事施設ニオケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(旧監獄法) 9 条未決拘留中の刑事被告人の処遇を準用する規定となっている。
- 28 長勢法相(当時)が 10 人で、鳩山法相(当時)が 13 人である。
- 29 前掲註 4 参照。
- 30 刑事訴訟法 475 条。
- 31 前掲註 8 参照。
- 32 前掲註 4 参照。
- 33 団藤・前掲註 14・159～196 頁参照。
- 34 憲法 43 条 1 項は「両議員は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定し、国民主権を保障している。
- 35 憲法 6 条 1 項参照。
- 36 憲法 7 条 5 号参照。
- 37 団藤・前掲註 14・50 頁参照。
- 38 4 人の死刑囚に対する再審無罪については、団藤・前掲註 14・159～196 頁、菊田・前掲註 4・48～51 頁参照。死刑囚に対しての判決確定後の再審請求に道を開いた白鳥決定から裁判に潜む誤判の可能性を指摘されている。また、死刑存置論者の中に、何百人という死刑囚の中のたった 4 人であるから誤判は気にする必要がないという暴論を唱える論者もいるが、誤判の問題は奥深い問題である。
- 39 菊田・前掲註 4・48～51 頁参照。
- 40 団藤・前掲註 14・448 頁参照。南米に関しては、死刑廃止国が多数を占めているが、そのまま死刑廃止国だから死刑に該当する行為がないということではない。法律上死刑が廃止されているだけで、裁判外処刑が行われていたりして、ヨーロッパと同列に考えるのは難しいであろう。理由として考えられるのは、政局が不安定で、いつ革命派に政権が移るかもわからない社会情勢が死刑を廃止していると推察されるからである。
- 41 原文は「UNIVRESAL DECLARATION OF HUMAN RIGHTS」であり、公式訳は「人権に関する普遍的宣言」もしくは「世界人権宣言」である。
- 42 原文は「INTERNATIONAL COVENANT ON ECONOMIC, SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS」であり、公式訳は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」もしくは「国際人権 A 規約」である。
- 43 原文は「INTERNATIONAL COVENANT ON CIVIL AND POLITICAL RIGHTS」であり、公式訳は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」もしくは「国際人権 B 規約」である。
- 44 菊田・前掲註 4・6～8 頁参照。
- 45 菊田・前掲註 4・6～9 頁参照。
- 46 菊田・前掲註 4・96～99 頁参照。